

**平成25年度学校組織マネジメント指導者養成研修  
(第3回：高等学校事務職員研修)  
実施要項**

**1 目 的**

学校の運営に当たっては、校長の示す学校経営の方針のもと、教職員がそれぞれの役割に応じて経営に参画し、校務を機能的・効果的に行うなど、学校が組織として機能することが求められている。

本研修では、各地域において、学校組織マネジメントを推進するための研修の企画・実施ができる中核となる指導者を養成することを目的とする。

**2 主 催** 独立行政法人教員研修センター

**3 共 催** 文部科学省

**4 期 間** 平成25年11月11日(月)～11月15日(金)の5日間

**5 会 場** 独立行政法人教員研修センター  
〒305-0802 茨城県つくば市立原3番地 Tel.029-879-6613

**6 受 講 者**

(1) 受講資格

高等学校及び特別支援学校の事務長及び同等の事務職員であって、各地域において本研修内容を踏まえた研修の講師等として活動を行う予定である者。

※本研修は各地域における研修の指導者の養成を目的としています。

(2) 推薦人数

都道府県(高等学校及び特別支援学校を設置する市町村含む)から3名以上・各指定都市から1名以上

(3) 推薦手続

各都道府県・指定都市教育委員会において、推薦者を取りまとめ、「インターネット受講者推薦登録システム」により、平成25年10月7日(月)までに申請すること。

また、担当者情報についても必ず入力すること。

(4) 課題の指定について

「演習」は、原則として以下の課題ごとに分かれて実施する。

各地域において、各課題の指導者となる事務職員が育成されるよう、受講者と調整の上、事前に推薦者が課題を指定する。

課題① 「特色ある自校の取組と課題(普通科)」

課題② 「特色ある自校の取組と課題(専門学科)」

課題③ 「特色ある自校の取組と課題(総合学科)」

課題④ 「特色ある自校の取組と課題(特別支援学校)」

(5) 受講者の決定

① 各都道府県・指定都市教育委員会の推薦に基づき、独立行政法人教員研修センターが決定し、通知する。

なお、受講者は原則として推薦のあったとおり決定するが、推薦状況によっては独立行政法人教員研修センターにおいて調整を行う場合もある。

② 研修成果を各学校の管理運営、教育実践に生かすとともに、各地域で広く活用して頂く観点から、受講者は、別紙2の「研修成果の活用計画書」を作成し、教育委員会においては、別紙3の「研修成果の活用計画書」を作成するとともに、受講者の「研修成果の活用計画書」を取りまとめ、研修の開始日までに独立行政法人教員研修センター事業部教育課題研修課長あて提出する。

## 7 研修内容 別紙1「日程表」のとおり

## 8 演習（演習1・2・3・4）について

### (1) 演習の目的

学校運営上の特色ある取組について、PDCAサイクルの中の「A: Action(改善)」を行うために事務長や事務室が果たすべき役割について追究する。

そのため演習においては、班ごとに分かれ、班員が事前に作成した「演習協議資料」の取組事例の中から事例を1つ選び出し、その事例についての改善策等を協議する。

### (2) 事前課題の作成について

演習を円滑に実施するため、別添2により「演習協議資料」を作成すること。提出方法等については、受講者決定時に連絡する。

### (3) 演習の内容

#### ①演習1（取組状況の把握）

事前課題の「演習協議資料」を各自説明し、班員の取組事例の内容を把握する。

#### ②演習2（協議事例の決定・検討）

「事例発表」を踏まえ、演習3において取組の課題に関する改善策や、改善策の評価方法等について具体的に検討する事例を班員の「演習協議資料」の中から1つ決定し、検討を行う。

#### ③演習3（取組事例の具体的検討・協議・分科会発表）

演習2で決定した取組事例について、課題に対する「改善策」を引き続き検討する。その際に取組事例についての改善策、改善策の評価方法及び指標を検討、協議を行う。

班の考えを資料にまとめ分科会ごとに発表を行う。（5分背景説明、10分課題解決策×班数）

#### ④演習4（全体発表と再検討）

演習3で選出された代表班より全体会で課題解決策を発表する。（5分背景説明、10分課題解決策）×班数

発表終了後、各自が事前課題の解決策について再度検討を行う。

課

## 9 研修成果報告書の作成について

受講者は、任命権者に対する研修の成果等に関する報告書（研修成果報告書）等を作成し、研修終了後提出する。

提出方法については、別途連絡する。

## 10 講師

学識経験者及び文部科学省・その他の関係機関の職員

## 11 その他

(1) 本研修は原則として宿泊研修とし、独立行政法人教員研修センターの宿泊施設を利用するものとする。

(2) 所定の課程を修了した者には、修了証書を授与する。

[推薦手続きの際に、必ず推薦者の氏名を確認し、正確に入力すること。]

(3) 本研修終了後、受講者と任命権者等に対し、研修内容等についてのアンケート調査等を行う。